

食安監発1121第2号
平成24年11月21日

神戸市保健福祉局健康部長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

オーストラリア産オレンジの回収等について（依頼）

検疫所におけるモニタリング検査の結果、下記の貨物が成分規格に適合しないため、食品衛生法第11条第2項に違反することが判明しました。

当該貨物は既に通関済みとの報告を受けているため、貴自治体において下記輸入者に対し、当該品が国内において販売等されないよう対応方よろしく願います。また、対応終了後その概要を当課あて御報告いただくよう併せて願います。

なお、輸入者に対しては検疫所より当該貨物は食品衛生法第11条第2項違反であるため、その措置については貴自治体の指示に従うよう指導しているところです。

記

品名	オレンジ
届出数量	2,520 CT 45.36 t
輸出国及び産地	オーストラリア
輸出者及び包装者	VITOR MARKETING PTY LTD
輸入者	株式会社ユニオン 神戸市中央区明石町44番
届出先	大阪検疫所 食品監視課
届出年月日	平成24年11月9日
輸入届出受付番号	第61022031460号1欄
検査結果	イマザリル(0.0059 g/kg)検出
違反確定日	平成24年11月19日